様式第2号(第4条関係)

（表）

年　　月　　日

利用許可書

様

指定管理者　　　　　　　　㊞

年　　月　　日付けで申請がありました道の駅にしじま和紙の里かみすきパークの施設等の利用については、身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク条例施行規則第4条の規定により次のとおり許可し、利用許可書を交付します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用目的 |  |
| 利用日時 | 年　　月　　日　　から  年　　月　　日　　まで |
| 利用施設等 | （　　　）平方メートル |
| 利用予定人数（人） |  |
| 利用設備・備品 |  |
| 利用料金 |  |
| 許可条件 |  |
| その他特記事項 | 裏面の「利用者心得」を熟読すること。 |

（裏）

利　用　者　心　得

１　利用開始前にこの「利用許可書」を道の駅にしじま和紙の里の事務所へ提示してください。

２　利用者は、次の事項を守ってください。

⑴　許可を受けた設備・備品以外の物は利用しないこと。

⑵　騒音を発したり、暴力を用いるなど他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

⑶　所定の場所以外で喫煙しないこと。

⑷　許可を得ずに施設内外に広告類を掲示し、又は配布しないこと。

⑸　利用時間（準備及び後片付けに要する時間も含む。）を厳守すること。

⑹　利用後は清掃及び整理を行い、原状に回復すること。

⑺　利用の変更が生じたときは、速やかに指定管理者に連絡すること。

⑻　その他指定管理者の指示に従うこと。

３　次に該当するときは、利用の許可を取り消します。

⑴　利用の許可の申請に偽りがあったとき。

⑵　利用の許可の目的を変更し、又は当該許可の条件に違反したとき。

⑶　施設等又は設備・備品を損傷するおそれがあるとき。

⑷　身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク条例又は身延町道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク条例施行規則に違反し、又は職員の指示に従わないとき。

４　利用者は、故意又は過失により施設等又は設備・備品を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。